

中小企業の障害者雇用 を考える・パートII

障害者雇用の進め方、ここがポイント

平成22年7月の改正障害者雇用促進法をうけて、中小企業の障害者雇用の取り組みが注目されています。

先行する企業の取り組みを中心に、進め方やそのポイントなどについて話し合います。改正障害者雇用促進法を踏まえて

障害者雇用促進法では、従業員56名以上の会社に法定雇用率1.8%の障害者の雇用枠を定めています。法定雇用率に満たない場合は雇用納付金が徴収されます。改正点は①徴収対象企業が従来の従業員301人から200人を超える企業へ拡大(平成27年には従業員100人を超える企業に拡大)②短時間労働者の雇用率への算定(パート・アルバイトを多く雇用する企業は法定雇用障害者数が増加します)③除外率設定業種の除外率引き下げ(業種によって法定雇用障害者数が増加します)です。

■日時

平成23年12月5日(月)午後2時～4時30分

■会場

千代田区役所403会議室(千代田区九段南1-2-1)

■講師

中居 紀二 氏:東京経営者協会障害者雇用アドバイザー
(兼一般社団法人障害者雇用企業支援協会 障害者雇用アドバイザー)
障害者雇用実績のある中小企業の人事労務担当者2名

■対象

中小企業の人事労務ご担当の方、社会保険労務士・中小企業診断士等中小企業の経営にご関係の方、その他中小企業にお勤めで関心のある方(定員25名程度)

■参加無料

■お問い合わせ 電話3264-2153

千代田区障害者就労支援センター

千代田区役所(3階)生活福祉課内

メールchiyoda.syuroushien@swan.ocn.ne.jp



ご参加のみなさまに、障害者雇用に関する資料を無料配布いたします。ぜひご活用下さい。



■地下鉄 東西線 都営新宿線 半蔵門線
九段下駅④⑥番出口

千代田区障害者就労支援センターは、平成16年に、障害のある人の就労支援と雇用をする企業への支援を目的に設置されました。

申し込みFAX03-3264-0927 (千代田区障害者就労支援センター)

会社名	電話 ()		
ご住所	FAX ()		
ご参加氏名	ご参加氏名		
通信欄			